

建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例案

建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和39年大阪市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書中「300平方メートル、350平方メートル」を「350平方メートル、400平方メートル」に改める。

第4条第1項ただし書中「300平方メートル又は350平方メートル」を「350平方メートル又は400平方メートル」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（駐車施設の駐車台数の特例）

第4条の2 前2条の規定により駐車施設を附置すべき者が、次条又は第6条の規定により自動二輪車駐車施設（自動二輪車の駐車のための施設をいう。以下同じ。）を附置する場合において、別表第3（え）項の基準に従い算定した規模を超える規模を有する自動二輪車駐車施設を附置するときは、当該附置した自動二輪車駐車施設のうち同表（え）項の基準に従い算定した規模を超える部分の駐車台数を5で除して得た台数（その台数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた台数）を前2条の規定により附置しなければならない駐車施設の駐車台数に算入することができる。

2 前2条の規定により駐車施設を附置すべき者が、自動二輪車駐車施設を附置するとき（次条又は第6条の規定により自動二輪車駐車施設を附置すべきものとされている場合を除く。）は、当該附置した自動二輪車駐車施設の駐車台数を5で除して得た台数（その台数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた台数）を前2条の規定により附置しなければならない駐車施設の駐車台数に算入することができる。

第5条第1項中「（自動二輪車の駐車のための施設をいう。以下同じ。）」を削る。

第9条第1項中「200メートル」を「350メートル」に改める。

別表第1（え）項中「300平方メートル」を「350平方メートル」に、「係る部分」の面積に対して350平方メートル」を「係る部分」の面積に対して400平方メートル」に改める。

別表第2（う）項中「300平方メートル」を「350平方メートル」に、「900平方メートル」を「1,575平方メートル」に、「350平方メートル（）」を「400平方メートル（）」に、「1,050平方メートル」を「1,680平方メートル」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の建築物における駐車施設の附置等に関する条例第3条又は第4条の規定により附置されている駐車施設は、この条例による改正後の建築物における駐車施設の附置等に関する条例第3条又は第4条の規定により附置されたものとみなす。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成26年5月 2 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

建築物における駐車施設の附置に係る基準を改めるため、条例の一部を改正する必要があるもので、この案を提出する次第である。

建築物における駐車施設の附置等に関する条例（抄）

(建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の附置)

第3条 別表第1（あ）項に掲げる地区又は地域内において、同表（い）項の用途に供する建築物で延べ面積が同表（う）項の規模のものを新築し、延べ面積が当該規模のものについて増築をし、又は延べ面積が当該規模となる増築をしようとする者は、当該新築又は増築後の規模に応じてその建築物又はその建築物の敷地内に、同表（え）項の基準に従い算定した規模以上の規模を有する駐車施設（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車のうち、大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。以下「自動二輪車」という。）以外のものの駐車のための施設をいう。以下同じ。）を附置しなければならない。ただし、増築部分の延べ面積が同表（え）項に定める駐車台数の算定の基準となる単位面積の区分に従い、それぞれ300平方メートル、350平方メートル、450平方メートル又は350平方メートル 400平方メートルは525平方メートル未満の増築の場合にあつては、この限りでない。

2-7 省 略

(建築物の用途変更の場合の駐車施設の附置)

第4条 別表第2（あ）項に掲げる地区又は地域内において、建築物の部分の用途の変更（以下「用途変更」という。）で当該用途変更により特定部分の延べ面積が同表（い）項に掲げるものとなるもののために大規模の修繕又は大規模の模様替（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第14号又は第15号に規定するものをいう。以下同じ。）をしようとする者、又は特定部分の延べ面積が同表（い）項に掲げるものの建築物の用途変更で当該用途変更により特定部分の延べ面積が増加することとなるもののために大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする者は、当該用途変更後の特定部分の延べ面積に応じてその建築物又はその建築物の敷地内に、同表（う）項の基準に従い算定した規模以上の規模を有する駐車施設を附置しなければならない。ただし、用途変更により増加する特定部分の延べ面積が同表（う）項に定める駐車台数の算定の基準となる単位面積の区分に従い、それぞれ300平方メートル又は350平方メートル 400平方メートル未満の用途変更の場合にあつては、この限りでない。

2 省 略

(駐車施設の駐車台数の特例)

第4条の2 前2条の規定により駐車施設を附置すべき者が、次条又は第6条の規定により自動二輪車駐車施設(自動二輪車の駐車のための施設をいう。以下同じ。)を附置する場合において、別表第3(え)項の基準に従い算定した規模を超える規模を有する自動二輪車駐車施設を附置するときは、当該附置した自動二輪車駐車施設のうち同表(え)項の基準に従い算定した規模を超える部分の駐車台数を5で除して得た台数(その台数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた台数)を前2条の規定により附置しなければならない駐車施設の駐車台数に算入することができる。

2 前2条の規定により駐車施設を附置すべき者が、自動二輪車駐車施設を附置するとき(次条又は第6条の規定により自動二輪車駐車施設を附置すべきものとされている場合を除く。)は、当該附置した自動二輪車駐車施設の駐車台数を5で除して得た台数(その台数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた台数)を前2条の規定により附置しなければならない駐車施設の駐車台数に算入することができる。

(建築物の新築の場合の自動二輪車駐車施設の附置)

第5条 別表第3(あ)項に掲げる地区又は地域内において、同表(い)項の用途に供する建築物で特定部分の延べ面積が同表(う)項の規模のものを新築しようとする者は、当該新築後の規模に応じてその建築物又はその建築物の敷地内に、同表(え)項の基準に従い算定した規模以上の規模を有する自動二輪車駐車施設(自動二輪車の駐車のための施設をいう。以下同じ。)を附置しなければならない。

2 省 略

(駐車施設等の附置の特例)

第9条 第3条から第6条までの規定により駐車施設等を附置すべき者が、当該建築物の構造又は敷地の状態その他特別の事由により、特にやむを得ない場合において、当該建築物の敷地からおおむね200メートル以内の場所に駐車施設等を設置するときは、第3条から第6条までの350メートル

規定にかかわらず、当該建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設等を附置しないことができる。

2-3 省 略

別表第1（第3条関係）

省 略	省 略	省 略				省 略
(え)	省 略	延べ面積が1,500平方メートルを超える部分（延べ面積が2,000平方メートル以下の建築物について増築する場合にあつては、その増築後の建築物で延べ面積が1,500平方メートルを超える部分、延べ面積が2,000平方メートルを超えている建築物について増築する場合にあつては、その増築に係る部分）の面積に対して $\frac{300\text{平方メートル}}{350\text{平方メートル}}$ までごとに1台	(1) 延べ面積が1,500平方メートルを超え10,000平方メートル以下の部分（延べ面積が2,000平方メートル以下の建築物について増築する場合にあつては、その増築後の建築物で延べ面積が1,500平方メートルを超え10,000平方メートル以下の部分、延べ面積が2,000平方メートルを超えている建築物について増築する場合にあつては、その増築に係る部分で延べ面積が10,000平方メートル以下の部分）の面積に対して $\frac{300\text{平方メートル}}{350\text{平方メートル}}$ までごとに1台	省 略	省 略	省 略
			(2) 延べ面積が10,000平方メートルを超える部分（延べ面積が10,000平方メートルを超えている建築物について増築する場合にあつては、その増築に係る部分）の面積に對			

			して $\frac{350\text{平方メートル}}{400\text{平方メートル}}$ ま でごとに 1 台			
--	--	--	--	--	--	--

別表第 2 (第 4 条関係)

省 略	省 略	省	略	省 略
(う)	省 略	用途変更後の特定部分の延べ面積が1,500平方メートルを超える部分（特定部分の延べ面積が2,000平方メートルを超えている建築物について当該用途変更により特定部分の延べ面積が増加する場合にあつては、その増加する特定部分）の面積に対して $\frac{300\text{平方}}{350\text{平方}}$ メートル（第 3 条の規定により駐車施設を附置すべきものとされている場合にあつては、 $\frac{900\text{平方メートル}}{1,575\text{平方メートル}}$ ）までごとに 1 台	(1) 用途変更後の特定部分の延べ面積が1,500平方メートルを超え10,000平方メートル以下の部分（特定部分の延べ面積が2,000平方メートルを超えている建築物について当該用途変更により特定部分の延べ面積が増加する場合にあつては、その増加する特定部分のうち10,000平方メートル以下の部分）の面積に対して $\frac{300\text{平方メートル}}{350\text{平方メートル}}$ （第 3 条 の規定により駐車施設を附置すべきものとされている場合にあつては、 $\frac{900\text{平方メートル}}{1,575\text{平方メートル}}$ ）までごとに 1 台 (2) 用途変更後の特定部分の延べ面積が10,000平方メートルを超える部分（特定部分の延べ面積が10,000平方メートルを超えている建築物について当該用途変更により特定部	省 略

			分の延べ面積が増加する場合 にあつては、その増加する特 定部分) の面積に対して $\frac{350}{400}$ 平方メートル (第 3 条の規定 平方メートル により駐車施設を附置すべき ものとされている場合にあつ ては、$\frac{1,050 \text{ 平方メートル}}{1,680 \text{ 平方メートル}}$ ま でごとに 1 台	
--	--	--	--	--